

第1回鹿児島市・川薩交通圏・鹿児島空港交通圏 鹿屋交通圏タクシー特定地域協議会 議事概要

平成 21 年 11 月 24 日（火）
13：30～15：00
マリンパレスかごしま

・協議会設立の手続き

- ・「鹿児島市・川薩交通圏・鹿児島空港交通圏・鹿屋交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱」の承認

- 鹿児島市・川薩交通圏・鹿児島空港交通圏・鹿屋交通圏タクシー特定地域協議会設立準備会の岡本鹿児島運輸支局運輸企画専門官による要綱説明を受け、構成員満場一致により要綱を承認 -

・構成員の紹介

- 馬込鹿児島運輸支局運輸企画専門官より、委員名簿により構成員を紹介 -

・会長選出

- 構成員の互選により西村鹿児島運輸支局次長を会長に選出 -

- ・協議会の開始に当たり、議事 1 までは公開とし、以降非公開とし、協議会終了後、報道関係者に対し、議事概要の説明等を行うこと及び後日、議事概要の公表を行うことで出席者の了承を得た。

・第1回鹿児島市・川薩交通圏・鹿児島空港交通圏・鹿屋交通圏タクシー 特定地域協議会

1．開会

2．会長挨拶

西村会長挨拶

ただ今 ご紹介いただきました鹿児島運輸支局の西村でございます。

本日は、皆様方、大変ご多忙の中、「鹿児島県4地区タクシー特定地域協議会」にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

先程は皆様から「設置要綱」のご承認をいただきまして、4地区において協議会がスタートしたところでございます。

タクシーは鉄道、バス等とともにドアツードアの輸送を提供できる地域交通機関として大きく貢献しているところであり、特に、鉄

道、バスの利用が困難な高齢者等の移動制約者や、終電、終バス運行終了後の市民の輸送、あるいはデマンド型の乗合タクシーとして地域の足を担うなど、地域公共交通を形成している重要な公共交通機関でございます。

しかしながら、最近のタクシー事業を取り巻く環境につきましては、すでにご承知のことと思いますが、モータリゼーションの進展やバブル崩壊後の長きにわたる経済不況などによりまして、長期的な需要の低迷が続いております。

このため、本県では昨年10月に、タクシー運転者の労働条件の改善を主な目的とした運賃改定が11年ぶりに実施されたところですが、長引く利用低迷に加え、燃料高騰や昨年からの世界同時不況により期待された増収に結びつかず、依然として厳しい状況に置かれております。

このような状況下において、国土交通省では交通政策審議会に「タクシー事業を巡る諸問題への対策について」諮問し、平成20年12月18日にタクシー事業を適正化、活性化するための対策が示された答申を受けまして、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」(案)を国会に上程したところ、衆参両院とも全会一致で可決成立し、本年10月1日から施行されたところでございます。

この法律の目的は、需要が減少している現状において、供給過剰なタクシー車両数の見直しを図ることにより、交通事故、駐停車違反及び交通渋滞をなくし、併せて運転者の労働条件の改善等とともに、利用者に「安全・安心・快適」なタクシーの輸送サービスを提供することにあります。

タクシー業界では、これまで厳しい状況を改善し、タクシー事業の適正化・活性化に取り組んでいただけたところですが、今回の新法成立により関係機関や利用者団体の代表の皆様方にもタクシー特定地域協議会ご参画いただき、今後のタクシーサービスの向上と事業の健全な発達等について、ご協議をお願いしたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

3. 議 事

- 設置要綱第5条第2項で「会長は議事運営を総括する」との規定により西村鹿兒島運輸支局次長が座長となる -
- 事務局の尾堂鹿兒島運輸支局首席運輸企画専門官から本協議会の目的と役割、タクシー業界の現況について(適正と考えられる車両数を含む)本協議会の今後の進め方について、資料説明 -

- 事務局の藤田鹿児島県タクシー協会専務理事から鹿児島県における特定特別監視地域のタクシー事業構造改善計画について、資料説明 -

- 瀬戸山委員 ・資料の鹿児島市の適正車両数については、個人タクシーは入っていないんですね。
- 尾堂事務局 ・この資料は、法人タクシーだけの数値をお示ししております。
- 瀬戸山委員 ・労働組合の立場から発言させていただきます。
乗務員の立場としては、もちろん事業主もですが、現在、大変厳しい状況にあります。
特に乗務員は、乗務しなければ稼げないという実情があります。
しかし、改善基準がありますので、事業主は、行政からその点について、指摘されます。時間が短ければ、営業収入も上がりません。
そして、最低賃金の問題も出てきますので、最低賃金をクリアできるようにしていただきたいことと、減車についても各事業主が取り組んでいただかなければ、労働条件の改善に結びついていかないのではと思います。
- 西村会長 タクシー運転者の現状に係る貴重なご意見ありがとうございました。今後の協議会において反映させていただきます。
- 竹田委員 ・地域計画の計画期間が何年までかということと、計画期間中の達成状況の報告があるのかということと、協議会閉鎖後の事業精査はどうなるのか。
・設置要綱の第5条(協議会の運営)の(1)(役員を選出を議決する場合)を具体的にご説明願います。
- 尾堂事務局 ・計画期間については、地域指定を受けている期間の3年間となる。平成21年10月1日から平成24年9月30日までと考えております。
・特定事業関係の精査につきましては、地域計画が作成された以降において、年2回程度開催する協議会のなかで報告する予定にしています。
・また、協議会が閉鎖した後の事業検証は、何らかの形で継ぐものと考えています。
・二つ目の5条(1)の種別毎の議決の関係につきましては、ガイドラインでも示されている事項であります。両構成員については、タクシー事業者間及び労働組合間での合意

形成を基本としているためです。また、タクシー事業者につきましては、参画しております構成員の車両数の過半数で議決をすることと考えております。

次の(2) 及び(3) の規定も同様な考えによるものです。

鹿児島県タクシー羽仁会長挨拶

本日は、第1回鹿児島市・川薩交通圏・鹿児島空港交通圏・鹿屋交通圏タクシー特定地域協議会でしたが、お忙しい中、地方公共団体の方々、私どもの関係の団体の方々、そして、運転者を含めます労働者の方々にご理解をいただきご参画いただきました。皆様方のご協力をいただき、協議会が無事設立できました。

また、運輸当局の西村次長様はじめ、係官の皆様方に大変なお力添えをいただき、心より御礼申し上げます。

私どもタクシー事業を取り巻く環境は、大変厳しい状況です。また、最近の不況に加えまして平成14年2月からの規制緩和により、車両数の増加等や運賃の過激な競争により経営も疲弊しております。

そのような状況を政府でお考えいただきまして、去る10月1日より特措法が施行されました。

これによりまして、私どものタクシー事業の適正化・活性化に向けてのご指導があったわけです。今後、4地域におきまして皆様方のお知恵をいただき、また、ご協力をいただきまして、年度内に地域計画の作成を取りまとめさせていただければ、大変ありがたいと思います。私も可能な限り4地域にお伺いさせていただき、皆様方とご相談をさせていただき、貴重なご意見をいただきながら、タクシー事業の適正化のために渾身の力を振り絞って参りたいと思いますので、今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。本日は、大変ありがとうございました。

その他

第2回の協議会については、地区ごとに地域協議会を開催いたしたいと思っております。

開催時期につきましては、2月頃を考えております。今後、日程等を調整いたしまして、それぞれの委員の方々にご案内を申し上げます。

協議会は、基本的には地区毎に開催することになっておりますが、4地区合同での開催につきましては、特に予定はしておりませんが、必要に応じまして、開催することも考えております。

4. 閉 会

【配布資料】

議事次第

委員名簿

配席図

資料1 鹿児島市・川薩交通圏・鹿児島空港交通圏・鹿屋交通圏 各タクシー特定地域協議会設置要綱（案）

資料2 「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」制定の背景と協議会の目的

資料3 鹿児島県のタクシー事業の状況

資料4 適正と考えられる車両数の算定について

資料5 「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」地域計画

資料6 鹿児島県における特定特別監視地域のタクシー事業構造改善計画

・ 議事終了後、報道関係者に対し、会長及び事務局において、議事概要の説明及びこれらに対する質疑応答を行った。